

<意見>

自治体	主な内容
神奈川県	<p>インターネット上におけるヘイトスピーチ対策として、国や自治体がプロバイダに対し、発信者に関する情報収集や、より強制力を伴う削除指示を可能とするなど、拡散防止に係る法改正等を要望する。</p>
川崎市	<p>川崎市では、条例に基づく拡散防止措置として、市が条例の規定に該当すると判断した投稿（特定の市民に向けられた本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する投稿）について、インターネットプロバイダ等の事業者に削除要請を行っています。</p> <p>条例には強制力がないため、事業者の規約、ポリシー等の該当条項（ヘイトスピーチの禁止規定等）を示した上で、事業者による任意での削除を要請しているところですが、最終的には、事業者自身でその適否を判断しなければならず、地方公共団体を含めた公的機関からの要請に応じて削除をした場合には、事業者がその削除行為による法的リスクを軽減できる仕組みが必要と考えます。</p> <p>また、削除を要請する側、削除を行う側の双方が、その適否の判断を迅速円滑に行えるよう、解消法の解釈やこれまでの具体的な実例を踏まえた、一定の指針、ガイドライン等の整備が必要と考えます。</p>
大阪府	<p>（1）インターネット上のヘイトスピーチ対策について</p> <p>大阪府は令和3年7月2日、インターネット上の人権侵害事象への対応について、知事から法務大臣及び総務大臣に提案を行いました。本提案の実現に向け、総務省をはじめ関係省庁と連携をしていただき、差別行為の防止のために必要な法的措置など、被害者の負担軽減に向けた取組をさらに進めてください。</p> <p>①プロバイダ等が人権侵害情報の削除等を行った場合における賠償責任の免責（プロ責法3(2)の改正） 法務省の人権擁護機関から削除要請等を行った場合には、発信者に生じた損害に対するプロバイダ等の賠償責任を免責する旨を規定されたい</p> <p>②サイトブロッキングの実施 人権上、極めて悪質と判断される情報の発信に限り、表現の自由の保障に配慮しつつ、サイトブロッキング（プロバイダ等による違法なウェブサイトへのアクセス制限）を実施できるよう、事業者団体と協議の上、制度整備を行っていただきたい</p> <p>③第三者機関（人権救済機関）の設置 ①②の対象とする人権侵害情報の適否の判断が難しい課題となるため、表現の自由の制限の在り方や具体的な対処方策について検討協議し、また、インターネット上の様々な人権侵害に迅速に人権救済をはかることができる、独立性を有する第三者機関を国に設置されたい</p> <p>（参考）大阪府ホームページ「インターネット上の人権侵害事象に対処するための提案について」 https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/internet/youbou.html</p>
大阪市	<p>大阪市では、インターネット上のヘイトスピーチへの対処に関して、以前より国に要望を行ってきたところですが、国におかれては、この度、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）を改正及び施行され、被害者本人による発信者情報開示手続等についての一定負担軽減が図られることとなりました。</p> <p>一方、地方公共団体がヘイトスピーチを認定しプロバイダに削除を要請しても、プロバイダが発信者との争いを恐れる等の理由により削除に応じない場合もあります。本市においても、特定の動画投稿サイトに削除を要請したにもかかわらず、依然として視聴可能となっているケースが発生しています。地方公共団体が実効性のある施策を推進するためには、国において、こうしたプロバイダによる削除行為の責任を免除できるよう、関係法令の改正を行う等の措置を講じることが必要であると考えています。</p> <p>引き続き、国において効果的な措置を講じられるようお願いいたします。</p>

京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・「プラットフォームサービスに関する研究会」や、その下に設置されたワーキンググループにおいては、事業者の自主的な取組を促す方向での検討が進められていると承知。事業者が各自で削除指針を定めるに当たっては、国において参考となる基準を策定いただくなど、日本の法令や被害実態に精通していない海外事業者が存在することも踏まえた対応をお願いしたい。 ・また、基準の策定及び、基準を踏まえたプラットフォーム事業者の取組支援に向けて、インターネット上の人権侵害に係る地域の実情をあらかじめ把握いただくため、地方公共団体との意見交換を行うなど、密接な連携をお願いしたい。 ・あるいは、インターネット上の人権侵害に係る状況をプロバイダ等へ伝えるとともに、自治体による削除要請をより効率的に行うため、自治体とプロバイダ等による情報共有や意見交換等を行う機会を設けていただきたい。
京都市	<p>本市では、「ヘイトスピーチは許さない」という市の姿勢を市民に対して広く発信していくことが何より大切であり、それが抑止効果に繋がると考え、「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン」の策定も含め、様々な媒体を通じて、啓発を行っているところである。</p> <p>一方で、更なるヘイトスピーチ対策については、一自治体での取組には限界があると考えており、国において、刑事罰の基準を明確にするなどの方針を示していただき、より実効性のある対策を打ち出していただきたい。</p> <p>また、市議員等から、川崎市の事例などを取り上げ、「京都市として、刑事罰を盛り込んだ条例を制定すべき」などの御意見をいただくことがあるが、こうした刑事罰を科す基準については、表現の自由との兼ね合いから慎重な検討が必要であり、国で統一した具体的な方針を示していただきたい。</p>

<質問>

自治体	主な内容
東京都	<p>都では、申出があった際は、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」に基づき、審査会で意見聴取を行い、表現活動が不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるとともに、当該表現活動の概要等を公表をしています。</p> <p>一方で、プロバイダへの直接の削除要請を行っている自治体もあることから、対策を実施した効果等を今後の検討のご参考にご教示いただきたいです。</p> <p>例えば、直接削除要請をすると決定に至るまでの検討期間、削除された場合は要請から削除までの期間、削除要請に対して実際に削除された数、法務局へ依頼をせず、直接削除要請することによる効果等をお伺い出来ますと幸いです。</p>
大阪府	<p>大阪府では、「大阪府都市公園条例」に基づき、19の都市公園を設置しており、各施設においてヘイトスピーチの防止に向けた取組みの推進を図っています。ついては、令和5年7月11日の川崎市における公園の集会利用についての公園内行為申請に対する不許可処分に係る「国家賠償請求事件」の判決に関して、次の2点についてご教示をお願いします。</p> <p>(1) 報道内容によると、本判決はヘイトスピーチが行われることが明らかな場合、地方公共団体は公の施設の使用を不許可とすることができると判示したとされています。この場合において、本判決が原告の言動を「ヘイトスピーチが行われることが明らかな場合」と判断した過程について、御教示をお願いします。</p> <p>(2) 本判決はヘイトスピーチがもたらす害悪をもって行政による表現活動の事前規制を許容したと解することはできますか。</p>
大阪市	<p>議題1の中で国よりご説明がいただけるかもしれませんが、法務省人権擁護局調査救済課長名で平成31年3月8日付け依命通知された「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」に関し、一昨年からご教示いただいている、法務局によるインターネットを利用して行われるヘイトスピーチへの対処について、最近までの取扱件数、削除に至った件数を含め、具体的な成果について、ご教示ください。</p>
京都府	<p>・識別情報の摘示事案に係る令和5年6月28日の東京高裁判決においては、「差別されない権利」が認められたとの評価もあるところ。</p> <p>現状、上訴されており係争中ではあるが、この判決が確定した場合、識別情報の摘示案件に係る国の対応が従来より踏み込んだものとなるなど、変化する（可能性はある）のか。</p>
尼崎市	<p>本市においては、インターネット上ではない公共の場でのヘイトスピーチが実際に発生していないことから、どのような手法がヘイトスピーチの発生抑制に効果的であるか、検証が難しい。法務省において把握されている取組等で効果的であると判断される手法等についてご教示願いたい。</p>